

## 議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和2年7月13日（月） 午前10時00分～午前11時50分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 ささせ順子      副委員長      なかじま和代 委 員 伊藤真規子      大島令子      岡崎つよし 加藤和男      川合保生      野村ひろし
職務のため出席した者の職氏名	議 長 青山直道 委員外議員 山田かずひこ 事務局長 水野敬久      議事課長 福岡弘恵      議事係長 吉田菜穂子

### 1 あいさつ 議長

### 2 議題

#### (1) 議会基本条例の検討課題について

(委員長) 基本条例第22条の改正案について会派から意見があれば伺いたい。

(無会派) 「議会は、一般選挙後その任期中にこの条例の～」とした方がよいという意見があった。

(委員) 任期中に基本条例の目的が達成されているかどうかを必ず検討しなければならないのであれば、「できるだけ速やかに」から改正案である「必要に応じ」という文言は必要ないのではないか。

(委員) 基本条例の解説は「必要に応じ改正すること」となっている。任期中に見直しするところがあれば見直していくという意図を認識すれば「必要に応じ」はなくても問題はないかもしれない。

(委員) 第2項は「検討の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、措置を講ずるものとする。」となっている。基本条例の目的が達成されているかどうか検討はしなければならぬため「必要に応じて」を入れる必要はない。

(委員) 他市議会の基本条例は、任期中か2年に1度は検討するところが多い。「任期中に」という文言は入れた方がよいと思う。

(委員長) 第22条について「議会は、一般選挙を経た任期中に、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」とすることによいか。

＜異議なし＞

(委員長) 基本条例の解説については現行のままとする。

(委員長) 次に、第 21 条について会派から意見があれば伺いたい。

(無会派) 災害対策行動マニュアルに詳細な規定がされるため、基本条例はシンプルにして「議会は、大規模災害等市民生活に重大な悪影響を及ぼす緊急事態が発生したときは～」としてはどうかという意見があった。

(芯政クラブ)

現行の基本条例は大規模災害を想定しているため、「健康危機」は条文に入れた方がよい。

(改革ながくて)

基本条例の解説には「大きな自然災害など」とあり、「など」に感染症を含めるなら現行の条文のままでよいと思う。災害対策行動マニュアルに感染症について詳細を明記すればよい。

(芯政クラブ)

改革ながくては、以前、大規模災害と感染症と別にしてはどうかという意見であったと思ったが。

(改革ながくて)

基本条例の「大規模災害等」は広く解釈し、災害対策行動マニュアルは、感染症も兼ねたものにするとう無理があるのではないかと思ひ災害対策行動マニュアルは別の方がよいという意見であった。

(副委員長) 「その他の災害」はテロ等が想定される。「市民に重大な健康危機等発生の恐れがある緊急事態」は今回のような新型コロナウイルス感染症によるパンデミックのような緊急事態が想定される。「等」で整理もできるが、議会の行動の内容自体、大規模災害でくることができずきちんと説明した方がよいのではないかとこのようにしている。

(委員長) 改正案のとおり進めてよいか。

(委員) 現行の条文の「大規模災害等」で全て含まれてよいのではないか。

(委員) シンプルに「等」でもよいと思うが、大規模災害も健康危機も緊急事態であるため、「市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心をおびやかすような緊急事態が発生したときは～」とする方法もある。

(委員) 災害対策行動マニュアルの 2 基本方針(3)や 5 行動基準に具体的に感染症について規定するので条例は広く解釈できるようシンプルでよい。

(委員) 改正後の条文で違和感がなくてよい。

(委員) 現行の条文のままでよい。解説にも「自然災害など」とある。条例制定当時はミサイルも想定した。

(委員) 条例は細かく規定しなくてもよい。現行のままでよい。

(委員長) 現行の条文のままでよいという意見が多かった。災害対策行動マニュアルに詳細を定めることとし第 21 条については改正しないこととしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 次に、災害対策行動マニュアルについて前回の会派からの意見をもとに内容を修正した。6 行動基準◆健康危機等発生時(6)について、「対策会議からの情報は、市議会ホームページ及びフェイスブックを通じて市民に提供する。」とあるが、情報の範囲があいまいではないかという指摘があった。市議会の新型コロナウイルス感染症対策会議は、事務局がホームページに会議の開催内容を掲載している。他市議会の対策会議についてもホームページに開催の履歴が記載されているという状況である。指摘に対する意見についても会派からの意見を含め伺いたい。

(無会派) 6 行動基準◆健康危機等発生時(6)について、今もホームページ等に掲載しているので案の内容まで必要ないのではないかと思う。

(芯政クラブ)

様々な媒体から情報提供した方がよいということだと思いが削除してもよい。

(改革ながくて)

- ・規定の名称については、基本条例に合わせて「大規模災害時等における市議会の対応に関する規定」とする。
- ・2 災害対策会議の設置については、「大規模災害等」とし「その他の災害～おそれがある場合」までを削除する。
- ・3 基本方針(3)「その他の災害や感染症等」の「等」は何かを確認したい。「市民に重大な健康危機が発生するおそれがある場合」か「市民に重大な健康危機が発生した場合」かどちらがよいのか。
- ・4 基本姿勢(1)「長久手市災害対策本部等」の「等」の位置はこの場所でのよいのか。(1)から(4)は自然災害の内容であるため別で感染症の内容が必要である。
- ・5 行動原則については、感染症についても入れた方がよい。
- ・6 行動基準については、「◆健康危機等発生時」は具体的にインフルエンザ等を入れた方がよい。
- ・6 行動基準(6)については、情報発信するのであれば議会だよりも入れた方がよい。(7)は必要ないのではないか。

(長久手グローバルネット)

- ・規定の名称については、基本条例に合わせ「大規模災害等～」でよい。
- ・3 基本方針(3)「感染症等」の「等」については、原子力災害のようなものを想定しているがなくてもよい。
- ・6 行動基準「◆健康危機等発生時」は「感染症等」の方がよいかと思う。
- ・6 行動基準(6)はなくてもよい。
- ・6 行動基準(7)は予算を要望するうえでも残した方がよい。

(委員) 第 21 条は改正しないこととなり、新たな意見も出たため災害対策行動マニュアルの文言の整理をしてもらい再度提案してほしい。

(委員長) 3 基本方針(3)について委員から確認があったが、「市民に重大な健康危機が発

生ずるおそれがある場合」については、事前準備可能期間が多く取れることを想定している。

意見を反映した行動マニュアル案を提案するので再度会派の意見を伺いたい。

<休憩：午前 10 時 54 分>

<再開：午前 11 時 05 分>

(委員長) 議会基本条例改正内容の確認であるが、第 22 条については先ほどの文言で決定としてよいか。

<異議なし>

(委員長) 基本条例改正についてのスケジュールを事務局から説明してもらおう。

(事務局) 早ければ 9 月定例会前の 8 月 20 日に議案の案文を確認してもらい、31 日の議会運営委員会で議案を提案し、定例会の開会日に採決するか、8 月 20 日か 31 日の議会運営委員会で議案の案文を確認してもらい、9 月 28 日の議会運営委員会で議案を提案し 9 月 30 日の閉会日に採決するという 2 パターンのスケジュールが想定される。

(委員長) 本日の意見を反映したマニュアル案を提案し会派の意見を伺う。変える部分について確認し意見を伺いたい。規定の名称は基本条例に合わせ「大規模災害等～」とする。3 基本方針(3)感染症等の「等」については原子力被害を想定している。「等」により更なる疫病について議長と議会が対処できるよう拡大解釈できるようにしたが意見があれば伺う。「等」について必要かどうか意見を伺いたい。

(委員) 「等」は入れてよいと思う。

(委員) 感染症以外で健康危機として何があるか。

(委員長) 原子力被害である。

(委員) 感染症は病気であるため原子力被害を感染症等とするのはどうなのか。種々感染症とした方がわかりやすいのではないか。

(委員) 共通認識はあるため「等」に近い文言は必要だと思う。

(委員長) 適切な表現とする。

(委員) 「その他の災害」は必要ないと思う。健康危機に特化したほうがよい。原子力災害は健康被害以外にも広い範囲の被害がある。

(副委員長) 「その他の災害」で健康危機につながるものとして公害等でも対応できるように想定している。

(委員) 今後何が起こるかわからないので今回は、新型コロナウイルス感染症の対応として健康危機としておいて、違うものが出てきたら付け加えてはどうか。

(委員) (3)を「その他多数の市民に重大な健康危機が～」としてはどうか。

(委員) 「その他の災害」を削除すれば「感染症等」でよい。

(委員長) 文言については整理する。2 災害対策会議の設置について「大規模災害等」

とし「その他の災害及び市民に重大な健康危機等」は削除してはどうかという提案があったが削除してよいか。

(委員) 現行の災害対策行動マニュアルは市議会としての対策会議の設置の文言がないため提案した。内容は広く解釈できるようにしておいて健康危機は基本方針として詳しく規定すればよい。

(委員長) 提案のとおりとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 4基本姿勢(5)として感染症について入れてはどうかという提案があったが、案を作成して意見を伺うことでよいか。

<異議なし>

(委員長) 5行動原則に感染症について、別に入れてはどうかという提案があったがどうか。

(委員) 自然災害が前提の内容であるため、感染症については別で入れるか、文言を変えた方がよいのではないか。

(委員長) 6行動基準「◆健康危機等発生時」を「◆種々感染症発生時」とし、(1)から(5)を◆種々感染症発生時の内容とし、6(6)(7)は、議会としてどう扱うかということになるため、行動基準には入れないこととしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 以上の内容を反映した案を事前に配付するので会派の意見を集約してほしい。

(委員) 会派の意見をもらう場合は、資料を全議員にメールで送ってほしい。

(事務局) 事前の資料があった場合メールを送るのはよいが、意見は会派で集約でよいか。

(委員長) 事前の資料は全議員にメールを送ることとし、会派で意見の集約をしてほしい。

(委員長) 次に、「政務活動費を充てることのできる経費の範囲の運用指針」について会派の意見を伺う。

(無会派) ・ほとんどの議員は現状でよい。

・オンラインの購読やWebによる新聞購読を新たに加えてもよいのではないか。

・Wi-Fiのルーターを購入できるようにする。

・金額をあげてほしい。

(芯政クラブ)

時代に即した内容があれば提案したい。

(改革ながくて)

・政務活動費は自己研鑽の費用であるため使ってほしい。

・研修へ行き、その後近くの市町で調査できるよう改善してほしい。

(委員) 政務活動費については今後どうしていくのか。

(委員長) 本日の意見をまとめたものを配付するので会派の意見を伺いたい。

(委員) 議会基本条例の検証報告に第7条政務活動費の意見として「新聞Web版を認めてはどうか」とある。平成25年の運用指針の改正から時間が経っているため、ルーターを始め時代に即した消耗品の購入についても資料購入費として提案してほしい。

(委員長) 今の意見も含めて会派で話し合い提案してほしい。政務活動費の金額について意見があったが金額についても会派の意見を伺ったほうがよいか。

(副委員長) 近隣の状況を調べたものを資料として送り意見を伺ってはどうか。

(委員) いろいろな提案をしてほしい。

(委員長) 事前に意見等まとめるので会派で話し合ってもらいたい。

(委員長) 次回の議会運営委員会で特別職等報酬審議会の開催依頼の有無について会派の意見を伺いたい。

### 3 その他

(議長) ICTを活用したことを行いたいということで、グループウェアとWeb会議について情報課を通してマイクロソフトとグーグルの説明は受けたが、それ以外で意見や提案があれば伺いたい。7月30日に全議員が集まるためまた問いかけをしたい。選定の方法や費用については議会運営委員会で協議することになると思うが、まずは皆さんからの意見を伺いたい。

議員研修についても、ICT活用についての内容として提案のグループウェアかWeb会議が進めば体験を含めての研修を考えているが、他に何かあれば意見を伺いたい。

(委員) 会議録作成ソフト導入の状況はどのようなか。

(議長) 業者が決まったところである。9月議会には導入を進めたい。仕様によっては協力をお願いすることもあると思うのでその時はよろしくお願ひしたい。

(委員長) 何か質問や意見があれば議長までお願ひしたい。

次回は令和2年8月20日(木)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。